

戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 9月30日

戸田市長

菅原文仁

戸田市条例第16号

戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して」を削り、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 非常災害時における前2号に掲げる事項に関する施策に関する事項

第9条第2項中「第3項」を「第4項」に、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第43号）附則第1条第2号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定（「地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して」を削る部分に限る。）及び第9条第2項の改正規定（「第3項」を「第4項」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。